



行政の焦点

令和5年4月から、いわゆる賃金の「デジタル払い」が可能となります。労働基準法では、賃金の支払方法を「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならぬ」と定め、労働者が同意した場合、通常払いの原則の例外として、銀行口座、証券総合口座への賃金支払いが認められるものとしています。

この度の「デジタル払い」については、通貨払いの例外として新たに「○○ PAY（ペイ）」などの資金移動業者の口座を通じた支払いを可能にするもので

す。これにより、賃金を受け取る側の労働者側には、今まで銀行口座などに支払わ

れていた賃金を資金移動業者口座にチャージする必要がなくなり、また、使用者側には銀行等の口座に振り込みを行う際の手数料の軽減などのメリットが見込まれています。

ただ、賃金には労働者の生活がかかっていますので、現金払い、銀行等口座振り込みに準じるような、支払いの確実性が担保される必要があります。そこで、資金保全、換金性などの観点からいくつかの要件が設けられ、これらを満たした資金移動業者（指定資金移動業者）のみを対象にすることにしました。この指定資金移動業者については、令和5年4月以降に審査の上決定し、厚生労働省のホー

ムページにおいて公表することとなっています。

なお、実際に「デジタル払い」を行う際には以下の手続きが必要になります。

(1) 就業規則の改定

賃金の支払い方法について、「デジタル払い」の方法がある旨を就業規則に記載する必要があります。

(2) 労使協定の締結

労働者の過半数で組織する労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結します。労使協定で定めるべき項目は以下のとおりです。

① 口座振込み等の対象となる労働者の範囲
② 口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその金額

額

③ 取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者の範囲

④ 口座振込み等の実施開

賃金の「デジタル払い」について

(3) 個々の労働者の同意

賃金の「デジタル払い」を希望する労働者に対して、

③ 開始希望時期を希望する労働者に対して、同

意書を取り付けます。同意

書の記載項目は以下のとお

りです。

① 口座振込み等を希望す

る賃金の範囲及びその金額

② 労働者が指定する金融

機関店舗名並びに預金又は

貯金の種類及び口座番号、

労働者が指定する証券会社

店舗名及び証券総合口座の

口座番号、または労働者が

指定する指定資金移動業者

名、資金移動サービスの名

称、指定資金移動業者口座

の口座番号（アカウントID）

D）及び名義人（その他、

指定資金移動業者口座を特

定するため必要な情報が

あればその事項（例・労働

これらの労使協定、同意書の参考様式について厚生労働省のホームページに掲載されていますので参考にしてください。

● 本誌13ページ「質問にお答えします」も合わせてご覧ください。
厚生労働省HP「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）」

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）	（052）961-8653
安全衛生課	（052）961-8654
労災課	（052）961-8655

